

倒産手続における保険契約の取扱いの相違

松永 崇
Takashi Matsunaga
PROFILEはこちら



1. はじめに

保険契約は、何十年間、場合によっては終身期間の契約となっているものもあります。保険事業者(保険会社を含みます。以下同様です。)は、契約者保護の観点から、法令により、財務の健全性を保つことが義務付けられていますが、それでもなお、長期の契約期間中に経済が大きく変動し、経営状態の良かった保険事業者でも倒産する可能性があります。

1990年代から2000年代にかけて、保険会社の倒産事例がいくつか発生した後は、日本において保険事業者が倒産することはしばらくありませんでしたが、2020年に東京地方裁判所で保険事業者の民事再生の事案が発生しており、今後も保険事業者の倒産事案が発生する可能性があります。

以下では、保険事業者が倒産した場合を中心に、倒産手続における保険契約¹の取扱いを解説いたします。

2. 保険事業者が倒産した場合

(1) 各倒産手続での共通事項

保険事業者が倒産手続に至った場合、倒産手続開始決定前に締結された保険契約に基づく保険契約者の権利(第三者が保険金受取人の場合は、当該第三者の権利を含みます。)は、保険事故の発生を停止条件とする条件付倒産債権であると考えられます。

そして、保険契約については、将来の保険金支払と保険料支払が対価関係に立っており、原則的に双方未履行双務契約に該当すると解されます²。そして、双方未履行双務契約に

ついては、各倒産手続において、倒産手続に入った債務者から解除することが、原則的に認められています((2)以下で詳述します。)

ただし、そもそも保険料の払込が既に完了している保険契約の場合は、既に一方の履行が完了しているため、そのような双方未履行双務契約には該当しないと解されます。

(2) 破産手続の場合

破産法上、双方未履行双務契約については、債務者側(破産管財人)から解除することができます(破産法53条1項)。

しかし、保険法においては、その例外が定められており、保険事業者(保険者)が破産手続開始決定を受けた場合、「保険契約者」は保険契約を解除することができ(保険法96条1項)、かかる解除がなされないときは、保険契約は、破産手続開始決定の日から3か月を経過した日に当然に失効する(同条2項)と定められています。

上記の規定は、保険契約者の保護及び保険契約関係の迅速な清算を目的とするものであり、同条が適用される結果、保険事業者(保険者)側から破産法53条1項に基づく契約解除権を行使することはできないと解されています。

なお、保険法96条2項の規定により保険契約が失効した場合、保険事業者(保険者)は、保険契約者に対し、当該終了の時の保険料積立金³を払い戻さなければなりません(同法63条4号、92条4号)。

1: 生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約を念頭に置いている。

2: 伊藤真「破産・民事再生法」414頁(有斐閣、第4版、2018年)

3: 生命保険の場合は「受領した保険料の総額のうち、当該生命保険契約に係る保険給付に充てるべきものとして、保険料又は保険給付の額を定めるための予定死亡率、予定利率その他の計算の基礎を用いて算出される金額に相当する部分」(保険法63条本文)、傷害疾病定額保険の場合は、「受領した保険料の総額のうち、当該傷害疾病定額保険契約に係る保険給付に充てるべきものとして、保険料又は保険給付の額を定めるための給付事由の発生率、予定利率その他の計算の基礎を用いて算出される金額に相当する部分」(同法92条本文)をいう。

(3) 民事再生手続の場合

そもそも、生命保険会社については、民事再生法上、保険契約者等の権利が一般優先債権化され(民事再生法122条1項、保険業法117条の2第1項)、民事再生手続外での弁済禁止の規律が及びません。すなわち、生命保険会社は、民事再生手続が開始されても、保険契約者等からの請求に応じなければならないことから、これまで保険事業者の倒産手続として、民事再生手続の選択はほとんど想定されていませんでした。しかし、生命保険会社ではなく認可特定保険業者⁴の場合は、保険契約者等の権利が一般優先債権にならないことから、民事再生手続も選択肢としてあり得、実際に、前述の2020年の東京地方裁判所の事案では、認可特定保険業者が民事再生手続を選択しました。

民事再生法上、双方未履行双務契約については、債務者側から解除することができます(民事再生法49条1項)。そして、保険事業者(保険者)が再生手続開始決定を受けた場合は、上記保険法96条は適用されません。その他、民事再生法49条1項に基づく契約解除権の適用を排除する規定はありません。

そのため、保険事業者(保険者)は、双方未履行双務契約となっている保険契約について、民事再生法49条1項に基づき解除ができると解されます⁵。

保険事業者から解除されずに残った保険契約に基づく保険契約者の権利は、再生計画に取り込まれ、その中で権利が決定することになります。また、保険事業者の解除により債権が発生した場合も、再生計画の中でその取扱いが規定されることとなります。

なお、民事再生手続の場合は、破産手続の場合と異なり、保険料積立金の払戻しに関する規定はありません。

(4) 会社更生手続の場合

会社更生法上、双方未履行双務契約については、債務者

側(更生管財人)から解除することができます(会社更生法61条1項)。

しかし、保険業を営む相互会社又は株式会社の会社更生手続については、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(以下「更生特例法」といいます。)が適用されるところ、更生特例法上、会社更生法61条の規定の適用は明文で排除されているため(更生特例法439条)、保険事業者から保険契約を解除することはできません。

保険契約は、更生計画により条件変更が行われ(同法445条参照)、それにより保険契約者の権利が変更されることになります。

なお、保険契約者の権利は、保険契約者保護機構により保護されますが、ここでの説明は割愛いたします。

3. 保険契約者が倒産した場合

上記2(1)のとおり、保険契約については、原則的に双方未履行双務契約に当たると解されますので、保険契約者が倒産した場合に、破産法53条1項、民事再生法49条1項及び会社更生法61条1項に基づき、保険契約者(又はその管財人)から解除することが認められます(なお、保険法96条の規定は、保険者(保険事業者)が破産した場合の規定ですので、保険契約者が破産した場合には適用されません。また、更生特例法は、保険業を営む相互会社又は株式会社が会社更生となった場合の規定ですので、同法439条の規定は適用されません。)

また、保険契約者(又はその管財人)が契約の存続を望む場合は、引き続き保険料の支払を継続することで、契約を存続させることも可能と解されます。

4. まとめ

以上のとおり、保険契約者が倒産した場合は、どの倒産手続においても、保険契約の取扱いは大きく変わるものではあ

4: 保険業の免許又は少額短期保険業の登録はないものの、行政庁の認可のもと、一定の保険業を行うことができる事業者をいう。

5: 伊藤眞、前掲脚注2、948頁

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ませんが、保険事業者が倒産した場合は、選択する倒産手続によって保険契約の取扱いが大きく異なります。

そのため、保険事業者が倒産した場合は、それぞれの倒産手続において保険契約がどのように扱われるのかをよく理解した上で、どの倒産手続をとるかを選択する必要があります。ま

た、保険事業者が倒産手続を選択した場合の保険契約者も、それぞれの倒産手続における保険契約の取扱いの相違をよく理解した上で、当該倒産手続に債権者として関与する必要があります。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)